

平成20年度 第1回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年4月18日(金) 午後1時30分から4時まで

2 場 所

千葉県自治会館9階大会議室

3 出席者

委 員：瀧委員長、

福岡委員、岡本委員、吉門委員、鈴木委員、佐倉委員、沖津委員、
野村委員、柳澤委員、桝瀨委員、宮脇(健)委員

事務局：環境生活部井原次長

環境政策課：庄司課長、矢沢室長、山本主幹、道上主幹、深澤主査、
新井主査、三田副主査、坂元副主査

傍聴者：3名

4 事 案

- (1) 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書について
(再検討)
- (2) その他

5 議事の概要

- (1) 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価方法書について
別紙のとおり
- (2) その他
事務連絡

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価の手續経緯等(資料1)
- 3 君津共同発電所6号機増設計画環境影響評価方法書 委員会資料
(資料2 事業者作成資料)
- 4 千葉県報(平成20年3月31日付け号外第17号)他(参考資料)
 - ・千葉県環境影響評価条例施行規則を一部改正する規則
 - ・千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則の一部を改正する規則

【別紙】

君津共同発電所 6 号機増設計画に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 資料に基づき内容を説明
- (3) 質疑等

委員： 資料の騒音・振動の事業者回答において、「民家との間に既設の製鉄所構造物が多くあり音の伝播が抑制される」としているが、音は構造物の種類・形状・密集度により回折・干渉・共鳴するため、構造物があるから抑制されるというのは科学的ではない。

事業者： 構造物が壁になって、音が当たって遮られると考えている。

委員： 構造物の形を踏まえ、遮蔽効果があると書くべきである。

委員： 資料の海域の水温について、東京湾 16 を示されているが、東京湾 16 を選定した理由・根拠は何か。

事業者： 放水口から一番近い場所として設定している。

委員： 3-52 にでも同様な表現があるが、3-38 の第 3-7 図をみると、放水口から一番近いところは 3 番であり、3-45 の第 3-32 表の図中番号と測定点の対応を見ると東京湾 17 に当たると思われるが、そのような理解でよいのか。

事業者： 3-38 の第 3-7 図は、君津共同発電所 5 号機の評価書の時に調査した測定ポイントである。

海域の水温については、3-42 の第 3-9 図に示されており、2 番のところが東京湾 16 となる。12 番が最も近いが、ここでは水温を測っていないので、2 番のところが一番近くなる。

委員： 放水口の出口に大型の魚類がいるとの報告もあり、重要であると認識しており、一番温排水の影響が現れるところを知りたいので、放水口の出口のところの水温は測定しているのか。

事業者： 放水口の出口のところの水温は連続測定をしている。

委員： 放水口の出口の温度とそこから最も近い東京湾 16 との温度差等その影響というものは、その温度が正確でないとその周辺の生態系について連続的な解析なり状況を知る上で非常に重要なデータが不足していると考えられる。

放水口の出口の水温データは非常に重要であり、方法書に記載願いたい。

事業者： 準備書の中で明確に示したいと思っている。

委員長： 放流した水がどういう方向に拡散していくのかを調査予測することになっているのか。

- 事業者： 放流した水の拡散については、予測計算し評価することとしている。
- 委員長： 放流した水の流心に当たるところを調査し水温を測っていくというのが一般的と思われるが、東京湾16がそれに相当しているということによいのか。
- 事業者： モニタリングを行っており、そのモニタリング結果も併せて検討することとしています。
- 委員長： 予測結果が正しいかチェックが必要であるが、東京湾16はそれにふさわしい場所か。流心で評価していくというのでよろしいのか。
- 事業者： 東京湾16は東京湾の一般的な水温として示したものであり、温排水の挙動についてのシミュレーション結果は準備書の中で示していく。
- 委員： 東京湾16は東京湾の一般的な水温という回答だが、本当にそのような回答でよろしいか。
- 事業者： 「一般的」は適切でなかった。君津共同発電所周囲の状況ということである。
- 委員： 3-48の第3-34表についてですが、全シアンは「検出されないこと」と環境基準で示されているが、「 <0.1 」という記載があるが、これは検出されているのか。
- 事業者： 第3-34表は、県と市の発表データであり表現が異なるが、双方とも検出されていないという意味である。
- 委員長： 調査機関によって表現の違いがあるが、異なる調査機関のデータを一つのテーブルに載せる際には、誤解の生じないよう表現には配慮して頂きたい。
- 事業者： 了解しました。
- 委員： 資料の気象のデータですが、年間の風配図が示されているが、このように均された風配図を示されても役立たない。どちらからどちらに吹くか季節によって異なるため、少なくとも夏、冬あるいは四季の風配図を描かないといけない。意味のある風配図を提出願いたい。
- 事業者： 細かく検討いたします。
- 委員： 資料の海水の季節変化だが、大きな変化は認められませんが記載されているが、年によって温度差が5位あり、かなり違うという印象を受けた。
年によって温度が大きく異なるため、それによって生物相が変わってくるというデータを出された方がよいのではないかと。
- 委員： 同じように温度の測定ポイントがいくつかあるが、この事業とほぼ無関係の遠く離れた部分での生物相と、放水口で温度測定していると思うが、その温度差があるところと同じような生物相の調査をして頂いて、東京湾の中とこの位しか違わないとか出して頂けると、環境影響評価という段階まで繋がっていくのではないかとと思われる。
- 委員長： 温度差によってどう生物相が違うのか、検討できる手法を検討して欲しい。
- 事業者： 検討します。

委員： 2-18 の第 2-7 表に一般排水に関する事項として、現状の排水について排水量とか排水の水質が記述されているが、水素イオン濃度は 5.8~8.6 と非常に広い範囲になっており、このように非常に広い範囲で実際に排出されているのか。

事業者： 第 2-7 表に記載している値は、県等と締結している公害防止協定の値であり、実際に排出している水質はこの値以下となる。なお、実際の排出している値については後日提出します。

委員： 2-24 の緑化についてですが、現状で 11%の緑地面積があるのか。

事業者： 現状でございます。

委員： 3-57 地下水及び 3-59 の土壌には、工場の周辺の状況を示しているが、周辺の状況だけでなく、工場の中のデータが最も心配であり、本事業で改変する際にその影響が地下水に出る場合も有り得るため、表面の土壌がどうなっているのかの配慮は必要と思われる。工場内の状況を示して頂きたい。

事業者： 今回の事業は土壌を変えるとか地下水に影響を与える工事はないため、評価はしないと考えているが、次回の審議までの宿題とさせて頂きたい。

委員： 大気予測モデルについて、計算は 10 年前の気象データを使い、バックグラウンドは最近の状況とするようであるが、3-15 の第 3-2 図や 3-18 の第 3-3 図では、二酸化硫黄や二酸化窒素の経年変化が示されているが、この実測データは年々下がってきている。

バックグラウンドはこの下がったデータを使う。計算は 10 年前の気象データを使うというのは整合がとれないのではないか。

事業者： バックグラウンドについては最近の実測データを用い、気象データについては 10 年前のものを用いるが、風配図についても細かく分析し、その傾向を把握するとともに、モニタリングのデータとして地上 152m の上層気象については現在・10 年前と両方とも測っているので、その整合性についても検証を加えモデルに使用できるか否かについて検討したい。

委員： この年々下がってきている実測値の利用についてはきちんと考察を付けて説明しないとバックグラウンドとしては使えないと思うが。例えば、気象要因により下がってきているのか、周辺のバックグラウンド的な排出元の排出量が減ってきているのかコメントして欲しい。

委員： 事業者の提案している方法書の内容が妥当かどうかの検討は全く出来ないと思う。その理由を申し上げる。

4-12 の予測について「総量規制マニュアル(新版)に示す方法“等”により行う。」それから 10 年前に気象データが使えるかどうかについても色々検討してみるとされているが、色々検討する内容はどのような検討をするのか。

例えば千葉測候所のデータの年間変化があまりないので使えるのであれば、どのような検討をして使えると判断するのか。“等”については、具体的に総

量規制マニュアルの何ページに書いてある何という方法か、あるいはそれ以外に“等”というものがあれば、どういうものを提示して頂けるのか。

日平均値の予測というのは、365日分の計算をして、その中で一番高い濃度が環境基準に適合しているかどうかを示して頂けるのか。

それから4-12「八 特殊な気象条件」のところについても、「ダウンウォッシュ、上層逆転層形成時及び内部境界層形成時等の特殊気象条件下で発生する短期高濃度汚染について、「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示す方法“等”」というのは具体的に何と何を検討するのか。

上層逆転層があった場合、実煙突高の直上に逆転層があった場合にどの位の強度のものを設定して、その状況下で濃度を計算するのか。

20km以内に煙突高度よりも高い地形があるのか、その時に逆転層が地形に接触した場合、煙の濃度をどう計算するのか、数式も含めて提示して頂きたい、その方法が妥当かどうか検討したいと思う。

事業者： 次回提示したいと思います。

委員長： 対岸の方に羽田空港の拡張があり、多摩川の出口が少し改変され、その影響がこの事業に及ぶのか及ばないのか、その当たりも少し検討の中に加えておいて頂きたい。

羽田空港の拡張に関しては、本委員会で議論になり色々な課題を提示したが、その当たりのことも資料等を取り寄せて検討の中に加えて頂きたい。もし影響があるならば、海苔・漁業等の場所が近いということもあるので、何が影響しているのかが最終的な論点であると思うので、それに対してきちっとした答えが出るような方向性を出して頂きたい。

事業者： 持ち帰って検討したいと思います。

委員長： それでは、本日の委員の方々の意見や質問等も出尽くしたようですので、本日はこれで終わりにしたいと思います。

次回は引き続き本案件の審議を行う。

- 以上 -